

令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リモートワーク等の新しい働き方を背景に地方移住への関心が高まっている状況を好機と捉え、青森圏域連携中枢都市圏（青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村で構成する圏域をいう。以下「青森圏域」という。）に県外から移住した者に対し、当該年度予算の範囲内で新しい働き方移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、青森圏域への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象市町村 対象市町村 青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町及び蓬田村をいう。
- (2) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「A o m o r i J o b あおもりで働く。」をいう。
- (4) リモートワーク ICTを活用して住居、コワーキングスペース等の勤務先以外の場所（個人事業主の場合であって、開業場所が本人の住居の場合は、当該住居を含む。）において働くことをいう。
- (5) 同居の子 住民票上、支援金の交付対象者と同一世帯の者であって、申請日が属する年度の4月1日現在において18歳未満のものをいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県外から対象市町村に移住した者であって、次の第1号の要件及び第2号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 対象市町村に転入する日の前日までの5年間のうち、通算2年6月以上県外に居住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として働いていたこと。ただし、当該5年間のうち、大学等に在学していた期間がある場合は、2年間を限度として勤務年数とみなすことができる。
 - (イ) 対象市町村に転入する日の前日まで連続して1年以上県外に居住していたこと。
 - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 第5条第1項に規定する支援金の交付申請日（以下「申請日」という。）から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思を有していること。
 - (イ) 申請日において、対象市町村への転入後1年以内であること。
 - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 転入した対象市町村税に未納の額がないこと。

- (エ) 対象市町村が交付する別表 1 に掲げる補助金等の交付対象者でないこと。
- (オ) その他支援金の交付対象者として不適当でないこと。
- (2) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 事業内容について、青森圏域が設置する起業相談窓口にご相談し、起業したこと。
 - イ 法人登記及び法人設立の届出（個人事業主にあつては開業の届出）を行うこと。
 - ウ 転入市町村内に事業所等を置いていること。
 - エ 事業内容が公序良俗に反するものでないこと。
 - オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業でないこと。
 - カ 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
 - キ あおもり起業支援事業費補助金の補助対象者の要件に該当しておらず、又は要件に該当し交付申請したが採択されていないこと。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア マッチングサイトに登録している求人により就業したこと。
 - イ 就業場所が転入市町村内に所在する事業所等であること。
 - ウ 週 20 時間以上の無期雇用の契約に基づいて就業していること。
 - エ 就業先に、申請日から 2 年 6 月以上継続して勤務する意思を有していること。
 - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新たな就業であること。
- (4) 次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。
 - イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き行うこと。
- (5) 次に掲げる専門人材に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
 - イ 就業先が転入市町村内に所在する事業所であること。
 - ウ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
 - エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 2 年 6 月以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 青森市へ転入した者で次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当すること。
 - ア 青森市での移住体験事業を経験していること。
 - イ 青森市での移住相談（連携推進課、東京事務所、青森市が参加する移住相談イベント及びUターン就活サポートデスクでの相談を含む。）を転入前に 2 回以上行っていること。
 - ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - i 就業先が官公庁等（会長が定める就業先を除く。）でないこと。

- ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。
 - iii 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - iv 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める風俗営業者でないこと。
 - v 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (イ) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。
 - ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (7) 平内町に転入した者で次のアの要件に該当し、かつ、イの要件のいずれかに該当すること。
- ア 次に掲げる交付対象者の要件のいずれにも該当すること。
- (ア) 東青地域移住定住サポート協議会が行う移住体験事業又はワーケーション事業に参加し、平内町に複数回にわたって移住相談を行っていること。
- (イ) 平内町に複数回にわたって移住相談を行っていること
- イ 次に掲げる地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
- (ア) 農林水産業に就業する者であること。
- (イ) 事業承継する者又は事業の後継者であること。
- (ウ) 自治体が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、継続する意向がある者であること。
- (8) 今別町へ転入した者で次に掲げる関係人口に関するアからオまでの要件のいずれかに該当すること。
- ア 今別町の移住体験施設「今別町お試し暮らし住宅」の使用経験を有すること。
- イ 郷土芸能「荒馬」やスポーツ等で複数回今別町への訪町経験を有すること。
- ウ 「ラブいまべつ会」及び「青森今別会」等の今別町に所縁のある在京県人会又はこれに類する団体や荒馬等の関係団体に入会していること。
- エ 今別町出身者又は3親等以内の親族が今別町出身の者。
- オ 今別町や今別町内地域づくり団体等が関わる地域づくり活動等への参画経験を有する者。
- (9) 外ヶ浜町へ転入した者で転入時60歳未満であって、次に掲げる関係人口に関するアの要件のいずれかに該当し、かつ、イの要件のいずれかに該当すること。
- ア 支給対象者の要件
- i 外ヶ浜町が開催又は出展する移住関連イベントや関係人口創出事業の参加経験があること。
 - ii 移住するまでに外ヶ浜町職員同伴のもと町内を現地視察すること。
- イ 地域の担い手確保の要件
- i 農林水産業に就業すること。
 - ii 家業や地域内の企業に就職、又は地域内に新規に起業すること。
- (10) 蓬田村へ転入した者で転入時60歳未満であって、次に掲げる関係人口に関するアからオまでの要件のいずれかのうち2つ以上該当すること。

- ア 転入前に蓬田村又は東青地域移住・交流サポート協議会が行う移住体験事業等に参加若しくは、蓬田村へ直接来村し、相談を行っていること。
- イ 蓬田村への移住に関する相談（青森暮らしサポートセンター、蓬田村総務課、蓬田村が
出展する移住関連イベントでの相談を含む。）を転入前に2回以上行っていること。
- ウ 蓬田村出身者又は3親等以内の親族が蓬田村出身の者であること。
- エ 転入日から起算して1年前以内に蓬田村へのふるさと納税を行っていること。
- オ 蓬田村や村内関係団体等が関わる地域づくり活動等への参画経験を有する者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、単身世帯にあつては15万円、2人以上の世帯にあつては、25万円（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、同居の子1人につき、25万円を加算した額）とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、転入した日から起算して1年を経過する日までの間に、令和8年度新しい働き方移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて会長に申請しなければならない。

(1) 支援金の交付を受けようとする全ての者 次に掲げる書類

- ア 転入前の居住地及び居住期間が分かる住民票又は戸籍の附表
- イ 転入前及び申請時の世帯の状況が分かる住民票
- ウ 転入前に退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等（法人経営者又は個人事業主にあつては、開業届の写し、個人事業等の納税証明書、確定申告書の写し等）の就業期間を確認できる書類
- エ 卒業証明書、成績証明書等の大学等への在学期間を確認できる書類（第3条第1号ア（ア）ただし書の規定により在学期間を勤務年数とみなす申請をする場合に限る。）

オ 個人情報確認同意書（様式第2号）

カ 転入市町村税に係る納税証明書

キ その他、会長が必要と認める書類

(2) 第3条第2号又は第6号ウ（イ）の要件に該当する者 次に掲げる書類

- ア 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
- イ 開業届の写し又は開業届に準ずる資料（個人事業主の場合に限る。）
- ウ 起業相談窓口で相談した際に提出した書類及び当該相談内容が分かる書類（第3条第2号に該当する場合に限る。）

(3) 第3条第3号、第5号又は第6号ウ（ア）の要件に該当する者 転入後の就業先の就業証明書（様式第3号）

(4) 第3条第4号の要件に該当する者 リモートワーク申告書兼誓約書（様式第4号）（個人事業主の場合に限る。）

(5) 第3条第5号の要件に該当する者 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことが分かる書類

2 会長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を対象市町村が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

3 支援金の申請は、対象市町村への転入日から令和9年2月19日までの間に行うことができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否の決定及び当該支援金の額を確定し、令和8年度新しい働き方移住支援金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、令和8年度新しい働き方移住支援金交付請求書(様式第6号)を会長に提出して請求するものとする。

2 会長は、前項の請求があった日から起算して30日以内に支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 会長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は立ち入り調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(返還請求)

第9条 会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、新しい働き方移住支援金返還請求書(様式第8号)により、期限を定めて、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

(3) 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

2 前項の規定による返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次に掲げる場合 全額

ア 虚偽の申請をした場合

イ 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合

ウ 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した場合

(2) 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合 半額

(返還の免除)

第10条 支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、新しい働き方移住支援金返還免除申請書(様式第9号)に当該事情を証する書類を添えて返還の免除を申請することができる。

2 会長は、前項の申請があったときは、返還の免除の可否に係る決定内容を新しい働き方移住支援金返還免除承認通知書(様式第10号)又は新しい働き方移住支援金返還免除不承認通知

書（様式第11号）により当該申請者に通知する。

（取扱方法）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1（第3条関係）

| 補助金等名称 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・令和7年度青森市移住支援金（令和7年4月1日実施）・令和8年度青森市移住支援金（令和8年4月1日実施）・令和7年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（令和7年4月1日実施）・令和8年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金（令和8年4月1日実施）・令和7年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金（令和7年4月1日実施）・令和8年度青森市浪岡地区バドミントン移住学生支援金（令和8年4月1日実施）・あおり移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年7月1日施行）・平内町移住支援金交付要綱（令和元年7月1日施行）・外ヶ浜町移住支援事業における移住支援金（平成31年4月1日施行）・蓬田村移住支援事業における移住支援金（令和3年3月24日施行） |

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

令和8年度新しい働き方移住支援金交付申請書

令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|----------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 氏名 | | 年 月 日 | |
| 住所 | 〒 | 電話 番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 要件区分（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | |
|--------|--|--------|--|-----------|--|
| ア 起業 | | イ 就業 | | ウ リモートワーク | |
| エ 専門人材 | | オ 関係人口 | | | |

3 世帯員（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | |
|----|--|---------|--|------|---|
| 単身 | | 2人以上の世帯 | | 同居の子 | 人 |
|----|--|---------|--|------|---|

※同居の子は、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第2条第5号に規定する者をいいます。

4 勤務先の証明（申請者が「2 要件区分」のウに該当する雇用保険の被保険者の場合）

申請者が、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第4号に該当し、リモートワークを実施していることを証明します。

| | |
|-------|--|
| 勤務先名称 | 部署名 |
| 電話番号 | 担当者氏名 ㊟ |

5 誓約事項

- 申請日から2年6月以上継続して転入市町村に居住する意思があります。
- 「イ 就業」又は「エ 専門人材」の場合、申請日から2年6月以上、継続して当該就業先に勤務する意思があります。
- 令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条に定める交付対象者であることに相違ありません。
- 協議会から報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 下記返還にかかる事由が生じた場合は事前に東青地域移住・交流サポート協議会へ相談します。
- 以下の場合には、新しい働き方移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から6月を経過する日までの間に、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第3条第3号又は同条第5号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 申請日から1年6月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額

個人情報確認同意書

年 月 日

転入市町村長 様

住 所

氏 名

（自 署）

電話番号

私は、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱に基づき、新しい働き方移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、転入市町村長が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 （転入市町村長）の市町村税の賦課徴収に関する情報

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

㊞

就業証明書（新しい働き方移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|------------------------------------|---|
| 勤務者氏名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 県マッチングサイト 求人登録日 ※第3条第3号の場合のみ | |
| 雇用形態 ※第3条第3号又は同条第5号の場合のみ | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役など の経営を担う者との関係 | |
| 雇用契約の解除の予定 ※第3条第5号の場合のみ | 目的達成後の解散を前提とした個別のプロジェクトの参加等、離職することが前提ではない |

※新しい働き方移住支援金の申請に関する事務に当たり、勤務者の勤務状況などの情報を東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

リモートワーク申告書兼誓約書

| | |
|--|---|
| リモートワーク等実施者氏名 | |
| 事務所・事業所の場所 | 〒 |
| 主にリモートワークを 実施している場所 | 〒 |
| 行っている事業の概要 | |
| リモートワークの内容 (可能な限り具体的に記載して ください。) | |

【誓約事項】

- 1 上記の申告内容に虚偽の記載はありません。
- 2 申告内容の確認のため、東青地域移住・交流サポート協議会の求めに応じて情報提供します。
- 3 上記申告に虚偽の記載があることが判明した場合、又はリモートワークや制作活動を実施していると認められない場合は、支援金の交付を受けられないことを理解しており、既に交付を受けている場合は返還します。

第 号
年 月 日

様

東青地域移住・交流サポート協議会長 ㊟

令和8年度新しい働き方移住支援金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった新しい働き方移住支援金について、次のとおり決定したので、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 東青地域移住・サポート協議会は、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：全額
 - ・申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の就業等に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・申請日から1年6月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した場合：半額
- 2 東青地域移住・交流サポート協議会は、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱の規定に基づき、新しい働き方移住支援金の交付について必要があると認めるときは、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

住所

氏名

印

令和8年度新しい働き方移住支援金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった新しい働き方移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求額 円

なお、支援金については、下記の口座に振り込みしてください。

| | |
|--------|---------|
| 金融機関名 | |
| 本・支店名 | |
| 預金種別 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) | |
| 口座名義人 | |

居住状況報告書

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

氏名

令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、報告します。

居住状況

| | |
|------|---|
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | |

※上記の住所が記載された直近1月の電気、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書（写しでも可）を添付してください。

第 号
年 月 日

様

東青地域移住・交流サポート協議会長 印

新しい働き方移住支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で交付決定した新しい働き方移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱の規定により交付した支援金の返還を請求します。

記

1 交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

下記の指定口座へ振込

金融機関名：青森みちのく銀行 支店名：青森市役所支店

種類：普通預金 口座番号：3033121

口座名義人：東青地域移住・交流サポート協議会 会長 沢木 正明

※恐れ入りますが振込手数料は 様の負担でお願いいたします。

年 月 日

東青地域移住・交流サポート協議会長 様

住所
氏名

新しい働き方移住支援金返還免除申請書

令和8年度新しい働き方移住支援金交付要綱の規定に基づき交付された新しい働き方移住支援金の返還免除を申請します。

記

| | |
|---------------------------|--|
| 返還対象要件 (該当項目にレ 点) | 全額の返還 <input type="checkbox"/> 申請日から1年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した。 <input type="checkbox"/> 申請日から6月を経過する日までの間に、第3条第3号又は同条第5号の要件を満たす職を辞した |
| | 半額の返還 <input type="checkbox"/> 申請日から1年6月が経過した日から2年6月を経過する日までの間に、転入市町村から転出した |
| 返還免除申請額 | 円 |
| 返還免除申請理由 (該当項目にレ 点) | <input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> |

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

東青地域移住・交流サポート協議会長 ⑩

新しい働き方移住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった新しい働き方移住支援金については、下記のとおり免除することに決定したので、通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

様式第11号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

東青地域移住・交流サポート協議会長 ⑩

新しい働き方移住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった新しい働き方移住支援金については、下記の理由により返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由